

令和 8 年度 北海道支社管内 地質リスク検討業務

特記仕様書（案）

令和 8 年 8 月

東日本高速道路株式会社

北海道支社

第1章 総則

1-1 調査等概要

1-1-1 調査等名 令和8年度 北海道支社管内 地質リスク検討業務

1-1-2 道路名 後志自動車道

1-1-3 履行箇所 後志自動車道（余市IC～小樽JCT）

1-1-4 主な履行内容

項目	単位	数量
資料収集整理	式	1
地形判読	式	1
現地踏査	式	1
地質リスク評価検討 地質リスク解析	式	1
地質リスク評価検討 地質リスク評価検討	式	1
地質リスク評価検討 地質リスク対策工検討	箇所	2
地質リスク評価検討 後続調査計画立案	箇所	2

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和8年7月版とする。

1-3 履行期間

本業務は、共通仕様書1-1-3「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から10日以内に、履行期間通知書（別紙1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から360日間

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から60日間

1-4 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-1-2-4「テクリスへの登録」（1）の規定によらず、以下のとおりとする。

（1）受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内

1-5 資料の貸与

共通仕様書 1-15 「資料の貸与及び返却」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。

なお、貸与予定日までに成果品を貸与できない場合の取扱いが監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

貸与資料	調査等業務	貸与予定日	備考
完成図		契約締結後	紙、電子データ (TIFF データ) または電子成果品
報告書	路線測量		
	土質調査、構造物基礎調査		
	水文調査		
	地すべり対策検討		
その他	橋梁一般図等構造物関係図面		
	LP 測量データ		

1-6 計画工程表

1-6-1 計画工程表の記載事項

受注者は、共通仕様書 1-14-1 (2) に示す作業計画書の計画工程表の作成にあたっては、次の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者との協議の上変更することができるものとする。

受注者は、完了時期の明示にあたって、発注者または監督員が行う協議や共通仕様書 1-22 に規定する打合せの実施時期についても十分検討し、計画工程表に記載するものとする。

項目	単位	備考
資料収集整理	式	
地形判読	式	
現地踏査	式	
地質リスク評価検討 地質リスク解析	式	
地質リスク評価検討 地質リスク評価検討	式	
地質リスク評価検討 地質リスク対策工検討	箇所	
地質リスク評価検討 後続調査計画立案	箇所	
報告書作成	式	
調査打合せ	式	

1-6-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は、共通仕様書 1-22 「打合せ」の実施時に、計画工程表に作業の実施状況を記載し、監督員に報告するとともに、調査等打合簿（共通仕様書様式第 1-4 号）に添付するものとする。

なお、受注者は、前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1-30-1 に準じた協議のうえ、必要に応じ共通仕様書 1-14-3 に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。

1-7 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書 1-22 「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務の内容

本業務は、後志自動車道(余市IC～小樽JCT)の暫定2車線区間におけるⅡ期線施工範囲の地質リスク(事業費や工期に影響を及ぼす地質や地下水等に起因するリスク)の抽出及び検討を行うものである。

2-2 技術業務 地質リスク検討

2-2-1 資料収集整理

地形地質文献資料、災害履歴、既往地盤調査資料、地質調査資料、埋蔵文化財の基礎資料、公開されている湧水・井戸・地下水・温泉、北海道・市町村が公表している砂防指定地等、土砂災害の指定箇所、地形図・航空写真等の地質リスク検討に必要な資料の収集を行う。

資料収集整理の検測数量は1式とする。

2-2-2 地形判読

収集した資料等を用いて崩壊地形、地すべり地形等の机上判読を行うものとする。

地形判読の検測数量は1式とする。

地形判読の地形条件は概ね次のとおりとする。

平地部： 1.3 km

普通山地： 3.5 km

急峻山地： 16.1 km

2-2-3 現地踏査

想定される地質リスクを対象として、その要因の確認のため現地踏査を実施する。

また、踏査範囲は延長20.9 kmとし、踏査結果をとりまとめる。

現地踏査の検測数量は1式とする。

現地踏査の地形条件は概ね次のとおりとする。

平地部： 1.3 km

普通山地： 3.5 km

急峻山地： 16.1 km

2-2-4 地質リスク評価検討

1) 地質リスク解析(リスクの抽出)

資料収集整理、既往調査結果、現地踏査結果等に基づき、対象範囲の地質リスク解析(リスクの抽出)を行う。

地質リスク解析の検測数量は1式とする。

2) 地質リスク評価検討(リスクの評価)

抽出したリスクについて、リスクの発生による事業への影響度やリスクの発生確率を整理し、今後の事業において検討すべき事項を取りまとめる。

地質リスク評価検討の検測数量は1式とする。

検討すべき事項の例を以下に示す。

- ・ 計画地域の地形地質の特徴と危険区域の抽出

- ・ 過去の災害履歴と被害想定のとりのまとめ
- ・ 地盤環境の特徴とリスク保有地区の抽出
- ・ 地下水環境の特徴とリスク保有地区の抽出
- ・ 地質リスクの発生確率と被害規模の予測
- ・ リスクのランク付け

3) 地質リスク対策工検討

本特記仕様書 2-2-4 2) で検討したリスクに対する対応策の概算費用および対策期間（工期）を算出する。

地質リスク対策工検討の検測数量は箇所とする。

なお、抽出する地質リスクについては計 2 箇所を想定しているが、本特記仕様書 2-2-4 1) に規定する地質リスク解析（リスクの抽出）に伴い、検討箇所数に変更が生じる場合は、別途監督員と協議するものとする。

4) 後続調査計画立案

地質リスク対策工検討箇所に対する後続調査計画を立案する。

後続調査計画立案の検測数量は箇所とする。

2-2-5 報告書作成

現地踏査結果、リスク評価検討、後続調査計画立案等の本業務で検討したものを整理して報告書としてとりまとめるものとする。

報告書作成の検測数量は 1 式とする。

2-3 調査打合せ

本業務における打合せの回数は、業務内容確認検査及び完了検査を含め 6 回を想定している。調査打合せの検測数量は 1 式とし、交通費・宿泊費、その他原価、一般管理費等に含まれる費用は除くものとする。また、履行状況により打合せ回数が増減しても、打合せにかかる費用の変更は行わないものとする。ただし、監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要がある場合の取り扱いについては監督員と受注者で協議の上決定するものとする。なお、Web カメラ及び Web 会議システム等を活用する打合せ及び検査を実施する場合がある。

2-4 交通費・宿泊費

交通費・宿泊費とは、調査打合せおよび現地踏査の実施にあたり必要となる交通費・宿泊費のことをいう。

交通費・宿泊費の検測数量は 1 式とする。

なお、Web カメラ及び Web 会議システム等を活用する打合せ及び検査を実施した場合、交通費・宿泊費の費用について監督員と受注者で協議の上、変更する場合がある。

2－5 成果品

報告書の表紙は、黒色、金文字製本とする。なお成果品の部数に関しては、共通仕様書 1－4 5－5 によるものとする。

2－6 業務の変更及び追加について

資料収集整理及び現地踏査の結果、業務内容の変更及び追加を行う場合がある。これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

第3章 その他業務に関する事項

3-1 クマ対策に係る費用

3-1-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

3-1-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

3-1-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- ① クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

※ 熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

3-1-4 費用

これに要する費用については、3-1-3に基づき提出のあった報告書にて別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（所長） 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

（調査等名）

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 日間）

（1. 契約保証取得の日の翌日）

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 日間）

（1. 契約保証取得の日の翌日）

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ 日間）

（1. 契約保証取得の日の翌日）

（3－2. 受注者が設定した業務の終期）

以 上